

函館市役所労働組合連合会との交渉の概要

- 交渉日時 平成29年11月24日（金）16：00～16：40
- 交渉場所 市役所8階第2会議室
- 出席者 当局側 中林副市長，企業局長，病院局長，他 計17名
組合側 長谷川中央執行委員長，他 計9名

交渉項目	人事・給与制度の見直しについて
交渉要旨	<p>中林副市長から提案の概要について説明。その後，人事課長から提案の詳細を説明。</p> <p>(組合) 今回の提案に関する市の考え方について伺いたい。</p> <p>(当局) 今回の提案は，人事院勧告に基づく給与改定等と退職手当の引下げが閣議決定されたことを受け，本市においても国に準じて行うこととし，併せて非常勤職員の育児休業制度の見直しについて提案している。</p> <p>(組合) 再任用職員も含め，給与改定に伴う差額支給までのスケジュールを伺いたい。</p> <p>(当局) 差額支給は，給与関連条例等の改正後に行うことになるが，条例改正案の議会への提出は貴職との合意が前提となることに合わせ，給与法改正案の成立に先んじることができない。</p> <p>給与法改正案は，12月上旬に審議される見通しであるが，現時点では，条例改正の日程，年内の差額支給の可否について確約することは難しい。</p> <p>再任用職員の差額支給についても，その他の職員と同様に取り扱う。</p> <p>(組合) 12月上旬に給与法改正案が成立されれば，年内に条例改正は可能なのか。</p> <p>(当局) 貴職との合意を得たうえで，法案可決後に示される人事院規則の公布日にもよるが，改正条例案を12月議会に追加提案できるよう努めたい。</p>

	<p>(組合) 退職手当の見直しに関し、労使合意や職員に対する周知期間の取り扱いについて、どう考えているのか。</p> <p>(当局) 給与改定も含め、貴職との合意が必要であると認識している。 国が官民格差の早期解消のため、1月1日施行としていることに準じて、本市においても、妥結後、速やかに職員への周知を図り、混乱のないよう努めていきたい。</p> <p>(組合) 函館市のラスパイレス指数はどうなっているか。</p> <p>(当局) 平成28年度で97.7となっている。</p> <p>(組合) 全国平均の99.1に比べ低く、退職時期等も国と違いがある中で、不利益となる退職手当の見直しについては、職員への周知期間が短いこともあるので、実施時期を協議させていただきたい。 次に、非常勤職員の育児休業期間の見直しは、なぜ来年4月の実施とするのか。</p> <p>(当局) 本市では保育所等への待機児童がほぼ見受けられない状況にあり、また、今年度内に該当となる職員もいないため、来年4月1日を施行日とした。</p> <p>(組合) 現行3年で運用している再任用職員の雇用期間について、段階的な引き上げを検討いただくとともに、会計年度任用職員制度の導入についても、平成32年4月からの実施に向け、労使協議を進めていただきたい。</p>
交渉結果	(交渉継続)
備考	

(総務部行政改革課 平成29年12月5日現在)